

判 決 骨 子

仙台高等裁判所秋田支部

- 1 都道府県は、歴史的にも、政治的にも、社会的にも意義と実体を有し、国民にとって重要な役割を果たしてきた行政単位であるということが出来るから、国会が、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、歴史的、政治的、社会的に一つのまとまりを有する単位である都道府県という行政単位を選挙区構成のための一つの要素として考慮し、このような要素を踏まえた選挙制度を構築した結果、投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、国会の合理的な裁量を超えるものとは解されず、憲法に違反するとはいえない。
- 2 平成30年法律第75号による公職選挙法の改正の過程で、国会が、合区による弊害が顕在化してきたことを踏まえ、人口の少ない一部の選挙区を合区するという手法がいまだ制度として定着するには至っておらず、直ちに合区対象県を拡大する方法で選挙区間の最大較差の更なる縮小を図ることは現実的な選択肢とはいえず、合区の問題点や反対意見に配慮し、丁寧な議論を尽くしながら参議院の選挙制度の抜本的見直しを図ることが相当であると判断したことは、国会の合理的な裁量の範囲を超えるものではない。
- 3 令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時の選挙区間の最大較差3.00倍は、いまだ参議院議員の選出における各選挙人の投票価値の平等の要請に関する憲法の趣旨との調和が図られる範囲を超えていないというべきであるから、同選挙当時、平成30年法律第75号による改正後の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。